

(表1)

所 属 件 数	政策秘書室	企画部	総務部	福祉保健部	森林環境部	
3	20	15	26	15		
	商工労働部	観光部	農政部	土木部	出納局	議会
13	4	18	20	1	1	

行政委員会	教育委員会	警察	病院	企業局	合計
3	59	15	2	5	220

ア 資金前渡の事務処理は法令や規則に沿って正確に行われているか。
 (ア) 金額の根拠は明確か。
 監査の結果、すべて適正であった。

- (イ) 経費の内容は、法令等にしたがって適正に処理されているか。
 監査の結果、不適正なものが2件あり、その理由は次のとおりであった。
 a 学会参加費について、参加した職員が参加費を私費で支払った後、資金前渡により参加費を職員に補てんしていた。(1件)
 b 資金前渡のできない経費の支払い (NHK受信料) について、資金前渡により支払われていた。(1件)

(ウ) 資金前渡職員の指定は適正か。
 監査の結果、すべて適正であった。

(エ) 常時所要経費 (有料道路通行料等の常時必要な経費) について、1ヶ月分以内の経費となっているか。
 監査の結果、不適正なものが3件あり、その理由は次のとおりであった。
 a 1ヶ月分以内の予定金額を超過していた。(3件)

- イ 前渡資金の精算は適正に行われているか。
 (ア) 精算日は遅延していないか。
 監査の結果、不適正なものが11件あり、その理由は次のとおりであった。
 a 精算自体を失念した。(1件)
 b 資金前渡職員の支払いが終了した後、5日を超えて精算が行われていた。(7件)
 c 常時所要経費の精算が翌月5日を超えていた。(3件)

(イ) 前渡資金精算書に証拠書類は添付されているか。
 監査の結果、不適正なものが3件あり、その理由は次のとおりであった。
 a 「支払状況調書」が作成されていない。(1件)
 b 「年末調整明細書兼還付明細書」及び「用地立会謝金精算証拠書」に受領印がなかった。(2件)

(ウ) 前渡資金精算書の内容は前渡資金一覧表及び監査調書の支出額と一致しているか。

- 監査の結果、不適正なものが2件あり、その理由は次のとおりであった。
 a 上下水道料金について、口座引落しがされなかったため、口座より現金を引き出し納付書払いとしたが、精算書を作成しなかった。(1件)
 b 前渡資金精算書が未作成のため支出額が一致しなかった。(1件)

(エ) れい入額は正しいか。
 監査の結果、すべて適正であった。

(オ) 支出証拠書の編集
 監査の結果、すべて適正であった。

ウ まとめ
 監査した220所属のうち、不適正なものをまとめると、次のとおりとなった。(表2)

理 由	件 数	比率 (%)
資金前渡の事務処理は法令や規則に沿って正確に行われているか。	5	2.3
(経費内容が法令等に不適合のもの) (常時所要経費の金額超過)	(2) (3)	(0.9) (1.4)
前渡資金の精算は適正に行われているか。 (精算日の遅延) (証拠書類の未添付) (前渡資金精算書と前渡資金一覧表との不一致)	16 (11) (3) (2)	7.3 (5.0) (1.4) (0.9)
合 計	21	9.6

今回の監査においては、直ちに事故等に結びつく重大な誤りは見受けられなかったが、不適正な事務処理が全体の1割程度あった。たとえ軽微な誤りとはいえ、資金前渡は支出及び支払いの原則の例外をなすものであるため、今後も、一層の内部チェック体制の強化を望むものである。なお、資金前渡職員は、支出負担行為から支払の権限まで併せ有し、職員の損害賠償の規定も適用されることから、その権限と責任の所在を再認識することも必要である。

その他監査の実施の過程で気付いた事例として、資金前渡口座からの公共料金等の自動口座振替事務処理について、口座振替日を指定しなかったことにより資金が滞留した結果、預金利子が発生したが当該利子について調定が遅延していたケースが見られたので、事務処理の適正化について十分留意されたい。

(2) 公共工事の施工管理が適正に行われているか。
 今回の監査件数は153件であり部局別では次のとおりであった。(表3)

(表3)

監査件数	2	4	29	30	79	9	153
	企画部	総務部	森林環境部	農政部	土木部	企業局	計

ア 施工管理及び品質管理は適正に行われているか。

(ア) 施工計画書の施工管理計画には、出来形管理計画及び品質管理計画が記載されているか。

監査の結果、すべて適正であった。

(イ) 出来形管理計画には測定項目、管理基準が記載されているか。また、出来形管理は計画に基づき実施されているか。

監査の結果、すべて適正であった。

(ウ) 品質管理計画には、試験項目、試験方法が記載されているか。また、試験は計画に基づき実施されているか。

監査の結果、すべて適正であった。

(エ) 監督員による段階検査前に社内検査を行っているか。

監査の結果、不適正なものが1件あり、その理由は次のとおりであった。

a 段階確認を必要とする工種にもかかわらず、社内検査の実施が確認できなかった。(1件)

イ 監督員による段階確認検査は適正に行われているか。

(ア) 施工計画書に添付されている工程表の工種ごと、工程ごとに段階確認検査を実施しているか。

監査の結果、不適正なものが2件あり、その理由は次のとおりであった。

a 段階確認を実施していない工種があった。(1件)
b 段階確認の合否権限のない現場技術員が判断していた。(1件)

監査で不適正としたものは、擁壁基礎部分の出来形確認をしていなかったもので、特に完成時に目視できなくなる箇所は、検査員による完成検査を補完する上でも、施工途中において確認を実施しなければならぬ。

(イ) 段階確認写真は提出されているか。

監査の結果、不適正なものが1件あり、その理由は次のとおりであった。

a 提出されていた写真は、段階確認の合否権限のない現場技術員の写った写真であった。(1件)

(ウ) 段階確認検査の実施状況

出来形管理の徹底やチェック体制の強化については、施工管理を行う上で重要であるため、工事1件当たりの段階確認検査実施回数についても併せて調査したが、その結果は次のとおりであった。

a	工事1件当たりの平均実施回数	13.9回	昨年度の監査結果 (9.1回)
	上記のうち現地での確認回数	11.2回	(7.6回)

b 請負金額別の段階確認平均実施回数

請負金額	2千万円未満	5.6回	昨年度の監査結果 (6.2回)
	2千万円以上5千万円未満	12.1回	(9.2回)
	5千万円以上1億円未満	16.7回	(11.8回)
	1億円以上	43.9回	(17.5回)

ウ 設計図書に用いた積算の数量、図面の照査は適正に行われているか。

(ア) 平面図には必要な工事内容が記載されているか。

監査の結果、すべて適正であった。

(イ) 構造図には基本寸法、単位当たり数量が記載されているか。

監査の結果、すべて適正であった。

(ウ) 数量計算に用いた数量は、図面の寸法及び数量と一致するか。

監査の結果、不適正なものが4件あり、その理由は次のとおりであった。

a 当初設計に計上漏れがあった。(1件)
b 当初設計で控除すべき数量を計上していた。(1件)
c 当初設計で積算システムへの入力誤りがあった。(2件)

エ まとめ

監査した153件のうち、不適正なものをまとめると、次のとおりとなった。(表4)

理	由	件数	比率(%)
施工管理及び品質管理は適正に行われているか。		1	0.7
(段階確認検査前の社内検査の実施が確認できなかった)		(1)	(0.7)
監督員による段階確認検査は適正に行われているか。		3	2.0
(段階確認検査の未実施)		(2)	(1.3)
(段階確認写真の未提出)		(1)	(0.7)
設計図書に用いた積算の数量、図面の照査は適正に行われているか。		4	2.6
(数量計算に用いた数量と図面の寸法及び数量との不一致)		(4)	(2.6)
合	計	8	5.3

今回の監査においては、段階確認検査が不十分な工事や当初設計での照査の不備により設計変更をした工事が一部あったが、出来映えや品質に複雑なものはない。段階確認検査の実施状況を昨年度と比較しても実施回数は増えており、施工管理の改善が見受けられた。

公共工事は、仮に施工に瑕疵があっても、工事の完成後にその事実を発見することは困難であるため、工事の着工から完成に至る過程の中で、発注者による適切な監督・検査が行われる必要がある、組織としての技術力や業務環境を確保することが重要である。また、公共工事全体の品質を確保するためには、発注者、請負者だけでなく、設計者や下請け業者が十分に協議をし、建設過程のフォローアップ（照合、検証、情報）の共有、技術支援）とフードバック（改善提案、処理でニューラルの整備、成績評価）に努めるなど、工事管理の実効性を高めることも必要である。

千葉県建設委員会

県民生活課（留保二十二年三月建設第六十七号） 第九十九条第一項の規定に準じて、**建設委員会の組織と職員の配置に関する条例**の制定により、次のとおり公表する。

平成二十二年三月十七日

千葉県建設委員会	委員	田 田 相 郎	委員長
	委員	中 野 次 郎	
	委員	山 本 隆 一	

第1 監査のテーマ

普通財産（土地）の管理について

第2 監査の主旨・目的

県が所有する普通財産は、行政財産と異なり直接公用又は公共の用に供されるものではなく、私人と同等の立場でこれを保持し運用する財産であることから、県民共有の財産として有効活用を図るとともに、未利用財産の活用や処分を通じて県内経済の活性化に資することが望まれる。

しかしながら、実際には未利用状態となっているものなどがあり、必ずしも有効活用が図られているとは限らないと思われる。また、今後、新地方公会計の整備に伴い、複式簿記の考え方にに基づき貸借対照表を作成する上で、売却可能資産（普通財産）の現況を正確に把握する必要がある。

このため、県有普通財産の現況を把握し、①維持管理は適正に行われているか②貸付財産について貸付理由は妥当か、貸付料は適正か③未利用財産の利用や処分の計画が具体化されているかなどについて監査を実施し、普通財産の有効活用の推進に寄与することを目的とした。

さらに、平成12年度包括外部監査（山梨県の保有財産のうち、主として土地について、その管理運用が有効かつ適正になされているか）に係る指摘事項等について、適切な措置が講じられているか検証を行った。

第3 監査の範囲

平成19年3月31日現在において、県が普通財産として所有する100㎡以上の土地（山林を除く。）を対象とし、当該土地に建物がある場合は、当該建物を監査対象に含めることとした。監査対象財産については、資料1 監査対象財産一覧（P18～21）に掲げるとおりで、管財課が整備している公有財産表（平成19年3月31日）をもとに作成した。

なお、監査を実施する過程で、行政財産の中に公用又は公共の用に供しておらず、実質的に普通財産と推認される県有地が確認されたため、これを監査対象として追加した。

第4 監査の視点

監査の実施にあたっては、次の事項に着目して実施した。

- ① 公有財産台帳等は適正に整備されているか。
- ② 維持管理は適切に行われているか。
- ③ 貸し付けを行っている場合、貸付理由は妥当か。また、貸付料は適正か。
- ④ 未利用のものについては、今後の利用計画や処分計画が検討されているか。また、その計画の具体化の状況はどうか。
- ⑤ 平成12年度包括外部監査の指摘事項等の対象となった普通財産について、適切な措置が講じられているか。

第5 監査対象所属

監査対象財産を管理する次の所属を対象とした。

- 管財課、用地課、企画課、リニア交通課、職員厚生課、福祉保健総務課、児童家庭課、障害福祉課、国保援護課、医務課、衛生業務課、県有林課、職業能力開発課、農業技術課、花き農水産課、畜産課、治水課、住宅課、学校施設課、高校教育課、スポーツ健康

課、警察本部

第6 監査の実施方法

監査対象となる全所属について書面調査を実施し、その中で、資産価値の高いもの、土地の面積が広いもの、書面調査の結果、現地確認が必要と認められるものなど54箇所を選定し、平成19年12月13日から20日の間に現地調査を実施した。

第7 監査の結果及び意見

1 監査結果

(1) 普通財産の概要

県が所有する財産は、地方自治法(昭和22年法律第67号)上、公有財産、物品及び債権並びに基金に分類され、このうち公有財産は、土地や建物などの不動産、船舶、地上権、特許権などに分けられる。

公有財産は、行政財産と普通財産に分類されるが、行政財産とは現に公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産であり、普通財産とは行政財産以外一切の公有財産である。

普通財産は、原則として一般私法適用のもとに、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができることとなっている。

公有財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第149条第6号の規定により地方公共団体の長が行うこととされており、山梨県公有財産事務取扱規則(昭和39年3月31日 山梨県規則第13号。以下「公有財産事務取扱規則」という。)に基づき実施している。

普通財産に関する事務は総務部長が行うこととされているが、財産の性質その他の理由により総務部長が当該事務を行うことが不相当であると認められる場合は、別に知事が指定する者が行うこととされている。(公有財産事務取扱規則第5条)

今回の行政監査における監査対象財産は、総件数160件、総面積約102万4千㎡であり、表1に示すとおりである。主管部等別で見ると、件数では土木部が70件と最も多

く全体の約44%を占め、そのほとんどが廃川・廃道敷地である。次いで総務部が55件、約34%で、両部をあわせると全体の約78%を占めている。また、面積では総務部が約23万㎡、企画部約22万4千㎡、土木部約21万4千㎡、農政部約16万9千㎡の順となっており、この4部で全体の約81%を占めている。

次に監査対象財産の現況についてであるが、県が直接公用又は公共の用に供している土地は行政財産に分類されるため、普通財産については、県が直接使用するという概念はないと考えられ、大別すると「貸付」と「未利用」に分類されることとなる。しかし、実際にはそのいずれにも属さない、例えば、県が臨時駐車場として一時的に利用していたり、本来は行政財産とすべきもので出先機関の駐車場や県立高校のグラウンドとして恒常的に利用されていたり、あるいは第三者により不法占用されているものなどが確認された。このため、監査対象財産の現況については、正式な手続きを経て貸し付けられている場合を「貸付」、第三者による不法占用等がなく、県が当該財産を使用可能な状態でありながら未利用のまま保有している場合を「未利用」、それ以外の場合を「その他」として分類することとした。その状況は表2に示すとおりであり、「貸付」が約39万6千㎡、「未利用」が約46万5千㎡、「その他」が約16万6千㎡となっている。

表1 監査対象財産

主管部等	監査対象所属	普通財産		行政財産		計	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積
企画部	企画課			2	18,931.31	2	18,931.31
	リニア交通課	1	204,809.81			1	204,809.81
企画部計		1	204,809.81	2	18,931.31	3	223,741.12
総務部	管財課	55	230,134.69			55	230,134.69
	福祉保健総務課	6	43,559.91			6	43,559.91
	児童家庭課	1	7,148.22			1	7,148.22
	障害福祉課	3	8,296.87			3	8,296.87
	国保援護課	1	761.00			1	761.00
福祉保健部	医務課	3	7,032.54			3	7,032.54
	衛生薬務課	1	3,701.45			1	3,701.45
	小計	15	70,499.99			15	70,499.99
	計	3	62,046.34			3	62,046.34
商工労働部	職業能力開発課	1	3,927.77			1	3,927.77
	小計	2	24,535.95	1	129,166.24	3	153,702.19
農政部	農業技術課	1	250.00			1	250.00
	花き農水産課	1	14,554.04			1	14,554.04
	畜産課	4	39,339.99	1	129,166.24	5	168,506.23
	小計	69	213,275.86	69	213,275.86	69	213,275.86
土木部	用地課	1	298.42			1	298.42
	小計	70	213,574.28			70	213,574.28
教育委員会	学校施設課	2	2,252.33	1	5,493.00	3	7,745.33
	高校教育課	1	1,635.00			1	1,635.00
	スポーツ健康課	1	40,040.00			1	40,040.00
小計	4	43,927.33	1	5,493.00	5	49,420.33	

(単位:㎡)

警察本部	計	課	3	2,586.55	3	2,586.55
合計	153	868,260.20	7	156,177.10	160	1,024,437.30

※ 監査対象財産は、管財課において作成された公有財産表(平成19年3月31日現在)をもとに集計したものである。

表2 監査対象財産の現況

主管部等	監査対象所属	現況					
		貸付	未利用	その他	計		
		件数	面積	件数	面積	件数	面積
企画部	企画課	2	18,931.31			2	18,931.31
	リニア交通課	1	204,809.81			1	204,809.81
企画部計		3	223,741.12			3	223,741.12
総務部	管財課	38	171,356.15	12	37,938.67	14	20,839.87
	福祉保健総務課	6	43,559.91			6	43,559.91
	児童家庭課	1	7,148.22			1	7,148.22
	障害福祉課	3	8,296.87			3	8,296.87
	小計	1	761.00			1	761.00
福祉保健部	医務課	2	6,994.25			1	343.23
	衛生薬務課	1	3,701.45			1	3,701.45
福祉保健部計		14	70,461.70			1	343.23
商工労働部	職業能力開発課	1	3,927.77			1	3,927.77
	小計	3	64,468.00			3	64,468.00
農政部	農業技術課	1	289.00	2	153,413.19		153,702.19
	花き農水産課	1	250.00				250.00
	畜産課	1	14,554.04			1	14,554.04
	小計	3	15,093.04	2	153,413.19		168,506.23
土木部	用地課	8	28,497.56	30	41,828.71	39	142,949.59
	小計	8	28,497.56	30	41,828.71	39	142,949.59
教育委員会	学校施設課	8	28,497.56	30	41,828.71	40	143,248.01
	高校教育課	1	222.61	1	5,493.00	1	2,029.72
	スポーツ健康課	1	1,635.00			1	1,635.00
小計	1	40,040.00			1	40,040.00	

(単位:㎡)